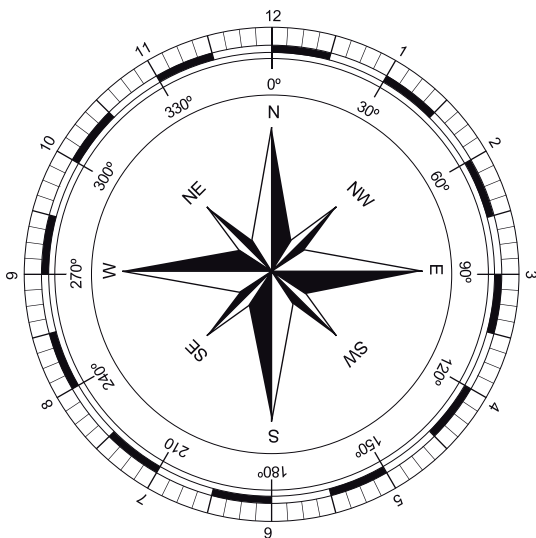


Bird & Bird

ドイツでの事業開設



ドイツは欧州最大の市場を擁する有数の投資対象国です。銀行口座はどの外国通貨でも開設可能で、対内投資を規制する法令は特に存在しません。欧州市場へのアクセスの良さ、極めて質の高い労働力、そして巨大な製造基盤など、ドイツには魅力的なビジネス環境が整っています。

会社形態の選択

外国企業は、ドイツにおいて新設会社という形で法的に独立した現地法人(有限責任会社-GmbHなど)を設立するか、法人格のない支店を設立することによって同国で事業を営むことができます。

現地法人	支店
法的責任は現地法人が負います。	法的責任は親会社が直接負います
独立した法人として扱われます。	独立型支店:独立した銀行口座、資産および経営陣を有します。 依存型支店:独立した銀行口座、資産および経営陣を有する必要はありません。
設立登記にかかる所要時間は7日以内。	登記(商業登記または営業届)は義務づけられているものの、支店は設立時からすぐに営業可能です。
設立費用の平均額は800ユーロ ¹ 。	設立費用は400ユーロ(自立型支店)、20ユーロ(依存型支店)1。
取締役を置く必要はありません。	取締役を置く必要はありません(取締役選任には会社設立法が適用されます)。
年間登録および会計費用が支店に比べ高額。	運営費用が現法に比べ低額。
法人税の平均税率は30%。	ドイツで生じた利益には法人税が課せられます。
二重課税防止条約が適用されます。	二重課税防止条約は独立型支店のみに適用されます。
グループ内取引は独立企業間取引としての取扱いが義務づけられています。	該当無し
営業損失は、該当する会計期間の利益と相殺が可能。	営業損失は会社の会計に計上され、依存型支店に限っては本国の税法が適用されます。

¹ 弁護士費用は含まれません。

雇用制度

ドイツの雇用法には複雑な規制枠組みがあり、主な条項はドイツ民法(BGB)、1969年労働協約法、1994年労働時間法、および1996年労働保護法などに定められています。様々な種類の労働契約が存在しますが、最も一般的なのは正社員契約とパートタイム契約で、また期間に柔軟性のある臨時雇用契約または臨時労働提供契約などもあります。

重要な法的枠組みとして、一定のセクターまたは産業には労働協約が含まれています。こうした契約は被雇用者(従業員)、雇用者および労働組合などの各連盟間で交渉されます。最低賃金に関する単一の規制はありません。一部の業界では、労働協約に基づく最低賃金が定められています。

ドイツには、従業員が会社経営に関し雇用主と共同決定できるという強い伝統があります。具体的には、従業員5名以上の会社には経営協議会の設置が認められています。経営協議会は、会社内部の政策および組織(特に福利厚生と人事)に関する情報公開権と協議権が認められています。従業員数が500名を超える大企業の場合には監査役会構成員のうち少なくとも3分の1が従業員の代表者、2000名を超える場合には少なくともその半数が従業員の代表者でなければなりません。

2006年ドイツ一般雇用機会均等法にでは、人種、民族、性別、宗教もしくは思想、身体障害、年齢または性的指向を理由としていかなる者も差別されてはならないとあります。

雇用者は、雇用している職員全員について社会保障当局に通知する義務があります。新入社員は全員疾病保険に加入しなければなりません。

EU圏外からの外国人は、ドイツ外国人局発行の滞在許可、及びドイツ労働局又はの在外ドイツ公館にて発行された雇用許可(新たなEU加盟国からの労働者は2011年4月までこれが必要)の取得が必要となります。

商業契約

ドイツでは大陸法制度が採用されており、協同契約、ライセンス契約、販売代理契約など、あらゆる種類の契約の自由が広く存在します。核となる条項は、ドイツ商法(HGB)とドイツ民法(BGB)の一部にもとづき規定されています。

消費者保護、販売代理店、遠隔販売、政府調達、ダイレクト・マーケティング、個人情報の保護などに関しては、EU法により規定されています。

ドイツ国内またはEU圏内取引に相当の影響を及ぼす反競争的行為(価格操作など)は、国内法及びEU競争法で禁止されています。

EU非加盟国からの外国企業は、廃電気電子機器指令(WEEE)、化学物質登録評価許可規則(REACH)など、自社事業に該当する業界特有の法規制を把握しておく必要があります。こうした法規制の多くはEU法に基づいており、EU圏内では比較的一貫性が保たれています。

不動産

ドイツで事業開設をする企業の大半は、事務所や施設を購入するのではなく、賃借しています。貸事務所は柔軟性があり、すぐに利用でき、極めて短期間の賃借も可能な上、設備投資の必要もありません。法人との賃貸契約の締結には通常、商業登記および営業届の提示が必要となります。

期間制限のない賃貸契約の場合、契約解除には6カ月の事前通知期間が義務づけられています。

データ保護／プライバシー

個人情報を取扱う組織は、2002年連邦データ保護法(Federal Data Protection Act 2002)を順守しなければなりません。

データ保護規則の順守のための、統一した管理システムは存在しません。ドイツは16の州からなる連邦国家で権限が州ごとに分かれているため、データ保護の管理は州政府の責任となっています。唯一の例外は通信会社と郵便サービス会社で、これらは連邦データ保護委員会の管理下に置かれています。

一部の州では、その管理責任を内務省が負っています。その他、ノルトライン・ヴェストファーレン州などでは、データ保護委員会が管理しています。どの企業も本社のある地域を管轄する行政当局によって管理されています。

知的財産

産業財産権を中心的に取扱う規制当局はドイツ特許商標局(DPMA)です。商標、特許、実用新案、意匠がDPMAに申請されます。より高い保護を受けるには、欧州スキーム内での保護を求めることが賢明です。

商標は共同体商標スキーム(Community Trademark scheme)によって保護することが可能です。特許は、欧州特許条約(EPC)に基づきEU圏内全域での保護を受けることもできます。申請者は、単一の手続きで複数のEPC締約国での特許取得の申請することができます。特許権の効力は各締約国の国内法令で定められますが、成立した特許権の有効性については各国毎で取り扱われるため、欧州特許は、国内特許の束(bundle of national patents)であると言われています。

ドイツでの事業開設に関するお問合せは、事業開設デスク (new.company@twobirds.com) にて受け付けております。御連絡後、24時間以内に返答させていただきます。

本書は、2010年6月時点における一般的な情報にもとづいており、包括的な分析を意図したものではありません。本書は、法的またはその他専門的助言の代替となるものではありませんので、個々の事例に関してはかかる専門家の助言をお求めください。

バード&バード法律事務所

バード&バードは、バード&バード法律事務所およびその関連会社で構成され、国際的な法律業務を提供しています。

バード&バード法律事務所はイングランド及びウェールズにて有限責任パートナーシップ登録(登録番号OC340318)されており、事務弁護士規制委員会の規定にもとづいております。

登録事務所及び、主たる事業所 15 Fetter Lane, London EC4A 1JP

バード&バード法律事務所の構成員、パートナーとして指名されている非構成員リスト、及び当該専門資格についての情報は上記事務所にて閲覧が可能です。

twobirds.com

Abu Dhabi & Beijing & Bratislava & Brussels & Budapest & Düsseldorf & Frankfurt & The Hague & Hamburg & Helsinki & Hong Kong
& London & Lyon & Madrid & Milan & Munich & Paris & Prague & Rome & Shanghai & Singapore & Stockholm & Warsaw